

議案第 67 号

帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 6 月 11 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、所要の整理をするため、条例の一部を改正しようとするものである。